

令和5年度 高崎市屋外広告物講習会のご案内

高崎市

高崎市内で屋外広告業を営む方は、営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある業務主任者を置くことが義務付けられています。これから屋外広告業を始めようとする方、又は現在屋外広告業を営んでいる方で、営業所に業務主任者を置いていない方は、必ずこの講習会を受講してください。

■講習会の開催

1 講習日時

令和6年3月5日（火）午前9時30分～午後5時（受付開始：午前9時～）

（受付時は混雑が予想されますので、時間の余裕を持ってお越しください。）

2 講習会場

高崎市高松町35番地1 高崎市役所本庁舎20階 研修室

なるべく公共交通のご利用をお願いします。車でお越しの方は、市役所地下駐車場にお停めいただき、駐車券をご持参ください。なお、駐車場が混雑する場合がありますので早めにお越しください。

3 講習科目及び時間

（1）広告物等に関する法令 9時40分～11時40分

（2）広告物等の表示の方法に関する事項 12時40分～14時40分

（3）広告物等の施工に関する事項 14時50分～16時50分

4 使用するテキスト

（1）屋外広告の知識 全3巻〔第4、第5次改訂版〕株ぎょうせい発行

（セット価格7,500円 消費税込）

※受講日に会場で業者が販売する予定です。お持ちでない方はご購入ください。

（2）その他

受講日に配布します。

■受講申込みの受付

1 受講申込手続

申込用紙に必要事項を記載し、写真（縦5cm×横4cm）1枚を貼付してください。

なお、申込み後の受講者の変更はできません。

○受講申込書配布窓口（高崎市ホームページからもダウンロードできます。）

高崎市都市計画課景観室	群馬県都市計画課	群馬県内の各土木事務所
前橋市都市計画課	桐生市都市計画課	伊勢崎市都市計画課
太田市都市計画課	藤岡市都市計画課	富岡市都市計画課
下仁田町建設水道課	中之条町建設課	川場村むらづくり振興課
群馬県屋外広告美術業協同組合		

2 受講料

3,000円

受講料は講習会当日の受付時に現金にてお支払いください。おつりの用意はございませんので、おつりのないようご用意ください。

なお、一度納付された受講料は、いかなる理由があっても返還できませんのであらかじめご了承ください。

さい。また、講習科目の一部を免除される場合でも受講料は変わりません。

領収書の宛名を会社名とする場合は、その旨をご連絡ください。

3 申込先

高崎市役所 都市計画課 景観室（高崎市本庁舎 1 1 階）

4 受付期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月31日（水）

郵送の場合は、当日消印まで有効です。

持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時までにご来庁ください。なお、郵送で申込みを希望される場合は、定員の都合上、**必ず電話で仮受付をした後で送付してください。**

5 受講定員

40名程度

先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります。

6 当日ご持参いただくもの

- (1) 受講票（**受講申込者に別途送付します。必ずお持ちください。**）
- (2) 筆記用具
- (3) 使用するテキスト

■講習科目の一部免除

次の資格を有する方は「広告物等の施工に関する事項」に関する科目の受講が免除されます。受講申込みの際、その資格を証する書面（写し）を添付してください。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

■受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講の必要はありません。

- (1) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、広告美術仕上げに係るもの
- (2) 屋外広告士

■講習会修了証の交付

講習科目をすべて受講した方には、修了証を交付します。

なお、各講習科目について遅刻、早退又は中座をした場合は、講習科目をすべて受講したものと認められませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

高崎市役所 都市計画課 景観室

〒370-8501 高崎市高松町35番地1 TEL: 027-321-1350（直通）